

飛島村夜間避難訓練 について

本年度の防災訓練は、夜間避難訓練の形式で、8月30日(土)午後7時30分に開始を予定しています。訓練は北拠点避難所、服岡一時避難所、飛島学園(アリーナ)、中央公民館、敬老センターの5箇所で行いますので、ご家庭の避難所とされている方はぜひご参加ください。また、他の避難所については次年度の開催を予定しています。避難開始は、午後7時30分と同報無線等により案内をします。で、懐中電灯などをご用意のうえ、「非常持出し袋」と今月号の広報とびしまに差込みした「避難所利用者登録カード」を持って避難行動を開始してください。

訓練に限らず避難場所等の確認や非常持出し品の準備など、日頃からの備えをお願いします。なお、地区で自主的に防災訓練を計画される場合は総務部総務課にご相談ください。

●問合せ先
総務部総務課

南海トラフ沿いで想定 されている大規模地震や 津波に備えましょう

南海トラフ地震はおおむね100から150年間で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の発生からすでに約80年が経過し、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高い状態です。

南海トラフ沿いで大きな地震などが発生すると、南海トラフ地震の発生可能性が平時より高まると考えられます。このため、南海トラフ地震の想定震源域周辺でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合などには、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。

この情報が発表されても南海トラフ地震が必ず発生するとは限りませんが、突発的な地震に日頃からしつかり備えるとともに、情報が発表されたら、「日頃からの地震への備えの再確認」に加え、すぐに避難できる態勢の維持などの「特別な備え」をお願いします。地震発生後では津波からの避難が間に合わない可能性のある方々は、

本村からの指示に基づき1週間の事前避難が必要となることもあり

●問合せ先
総務部総務課

自主避難所について

自主避難所とは、台風が接近する恐れがある場合または長時間降り続く雨の影響等で、洪水などの発生が懸念される場合に、住民の皆さまの問合せ状況を考慮したうえで、避難情報発令前に避難を希望される方を対象として、一時的に避難所を開設するものです。

状況により自主避難所を変更する場合があります。また、避難者がいなかった場合は午後9時に閉鎖することがあります。

避難情報発令前に避難を希望される方を対象として、村が開設を決めるため、昼間の周囲が明るいうちに避難するようお願いします。

自主避難所の開設状況は、村公式ホームページ等で確認するか、総務部総務課までお問合せください。

自主避難所	所在地
中央公民館	竹之郷三丁目1番地
大宝一時避難所	大宝二丁目79番地の3
新政成一時避難所	大学新政成四丁目31番地の1

●問合せ先
総務部総務課

会計年度任用職員募集

●夏休み児童クラブ支援員補助
採用予定人数 数名

●勤務期間

7月18日(金)～8月30日(土)

●勤務時間

午前7時30分～午後6時30分のうち7時間以内

●勤務場所

・飛島学園内児童クラブ
・南拠点避難所(旧中学校)1階

●応募資格

一般、大学または短期大学に在学し、子どもが好きな方

●申込期限 6月27日(金)

●申込方法

履歴書を郵送または持参
午前10時30分～午後6時30分
(土曜・日曜および祝日を除く)

●申込み・問合せ先

飛島学園内児童クラブ



図書館運営員

(夏季臨時職員)募集

●採用予定人数 2名以内

●申込資格

一般・大学または短期大学に在学し、本に興味のある方

●勤務期間および勤務時間

7月19日(土)～8月31日(日)までの週5日以内(1日8時間)(休憩1時間含む)

●勤務場所

すこやかセンター内図書館

●勤務内容

・本の整理
・窓口業務(資料の貸出・返却、リクエストやレファレンス受付)

●報酬

1,220円～1,265円程度
／時間(職務内容、経験等を考慮して決定します)

●申込期限

6月29日(日)必着

●申込方法

履歴書を郵送またはすこやかセンター内図書館へ提出
(図書館へ提出する場合は、開館時間内をお願いします。)

●申込み・問合せ先

すこやかセンター内図書館

投票立会人の募集

投票立会人とは、各投票所や期日前投票所において、投票事務が公正に行われるよう立ち会っていただく人のことです。

飛島村選挙管理委員会では、皆さまに政治や選挙に関心をもっていただき、選挙をもっと身近なものに感じてもらえるよう、投票立会人を募集しています。

●対象

在住の18歳以上の選挙権のある方(高校生・大学生の方も大歓迎です)

●報酬

7,250円／半日

●応募方法

村公式ホームページをご覧ください。



村公式ホームページ
[投票立会人の募集]

●問合せ先

総務部総務課

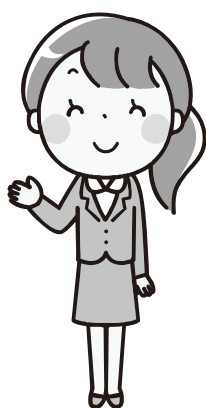
児童手当現況届のご案内

現況届とは毎年6月1日の状況を把握し、今後の児童手当の支給要件を満たしているのか確認するものです。令和4年度から提出は原則不要となりました。

ただし、提出が必要な方には個別に郵送でお送りしますので、期日までにご返送をお願いします。

●問合せ先

民生部住民課



健康歯科模範高齢者表彰の該当者受付

本村では、自ら歯科健康管理を十分に行っている方を健康歯科模範高齢者として敬老会にて表彰します。

表彰に該当する方の申込みを次のとおり受け付けます。

●対象

在住の満70歳以上で、歯が21歯以上残っている方(過去にこの表彰を受けた方は除く)

●申込方法

①村内の歯科医院にあります証明書にて6月1日(日)～7月31日(木)の間に証明を受けてください。

※かかりつけ歯科医が村外にある方は、かかりつけ歯科医で21歯以上歯が残っている証明(健診記録でも可)を受けてください。
②証明書、または証明をすこやかセンター内保健環境課へ提出してください。

●申込期限

8月1日(金)

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

配食サービス事業の
お知らせ

食事の調理が困難な高齢者や重
度の障がい者等に対して、食事の
宅配を行い、食生活の改善、健康
増進および安否確認を行います。

●対象者

- ・ 65歳以上のみの世帯の方
- ・ 重度の障がい者(身体障害者手帳1級もしくは2級、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級)のみの世帯の方

●配達可能日

月曜～日曜の毎日(正月三が日を除く)昼食・夕食

●弁当の種類

- ・ 普通食
- ・ 幸たんぱく食
- ・ 健康ポリウム食
- ・ カロリー・塩分調整食
- ・ たんぱく・塩分調整食
- ・ 透析食
- ・ 消化にやさしい食
- ・ やわらか食
- ・ ムースセット食

※ご飯のあり・なし選択可能です。
利用料は弁当の種類によって異なりますので、お問合せください。

●申込み・問合せ先

すこやかセンター内福祉課

寝具洗濯・乾燥・
消毒サービス事業の
お知らせ

専門業者により寝具の洗濯乾燥および消毒を実施し、清潔で快適な生活が送れるように支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

●対象者

- ・ 65歳以上の在宅生活をしている方で一人暮らしの方
 - ・ 要介護4または要介護5の方
- ※対象者の方には詳細を本村からご案内します。

●対象寝具

敷き布団・掛け布団・毛布等3枚以内

●利用料

無料

●申込期間

6月2日(月)～13日(金)

●申込み・問合せ先

すこやかセンター内福祉課

令和6年度飛島村情報公開および個人情報保護の開示実施状況

飛島村情報公開条例第29条等の規定により、次のとおり令和6年度分の公開または開示の実施状況について公表します。

令和6年度 情報公開実施状況(件)

実施機関：村長

公開請求件数	9
公開決定件数	8
(全部公開決定件数)	7
(部分公開決定件数)	1
非公開件数	0
公文書不存在件数	1
申請取下げ件数	0
申請却下件数	0
不服申立件数	0

実施機関：教育委員会

公開請求件数	1
公開決定件数	1
(全部公開決定件数)	0
(部分公開決定件数)	1
非公開件数	0
公文書不存在件数	0
申請取下げ件数	0
申請却下件数	0
不服申立件数	0

実施機関：監査委員

公開請求件数	4
公開決定件数	0
(全部公開決定件数)	0
(部分公開決定件数)	0
非公開件数	0
公文書不存在件数	4
申請取下げ件数	0
申請却下件数	0
不服申立件数	0

令和6年度 個人情報の開示実施状況(件)

開示請求件数	9
開示決定件数	5
(全部開示決定件数)	4
(部分開示決定件数)	1
(裁量的開示公開決定件数)	0
不開示決定件数	4
訂正請求件数	0
利用停止件数	0
審査請求件数	1

※実施機関のうち、議会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び指定管理者に対する情報公開請求はありませんでした。

●問合せ先 (情報公開)総務部総務課
(個人情報の開示)総務部企画課



防犯対策補助金

安全に暮らせるまちづくりの推進を図るため、防犯対策に要した経費の補助を次のとおり実施しています。

●対象となる物

防犯ガラスまたは防犯フィルム、防犯機能付き電話、自家用車両の盗難防止装置 など

●対象とならない物

防犯対策以外の目的を有する物（犬、玉砂利、門扉等）や護身用具（防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等） など

●対象者

村内に住所を有する方（住民基本台帳に記録または外国人登録原票に登録されている方）や村内に住所を有する企業

●補助率等

購入金額および設置費用の2分の1の額、または20,000円のいずれか低い額

●補助額について

全世帯に偏りなく補助を行えるように、1世帯当たりの補助額を単年度の上限額と併せて、累計での上限額（20,000円）

を定めています。

●必要書類

- ・補助金申請書一式
- ・領収書の原本
- ・製品保証書の写し（保証書のないものについては不要です）
- ・振込先となる通帳の写し
- ・施工後の写真

※購入年度内に必要書類の提出をお願いします。

【令和6年度以前に申請された方へ】

令和6年度までに追加の補助額が累計で上限額の20,000円に達した方は、補助金の申請ができませんでしたが、令和6年度末をもって累計額のリセットをします。

4月1日以降に購入された商品から改めて申請可能となりますので、ご家庭や事務所などで防犯対策強化のため、補助金の活用をぜひご検討ください。

●問合せ先

総務部総務課

床下薬剤散布機の貸出について

本年度も、次のとおり実施しますのでご利用ください。

●貸与機材

①散布機

②薬剤（スミチオン）

1世帯1袋（10kg）

※10kgを超える量を散布したい場合は、薬剤を各自で購入してください。

③燃料（混合ガソリン）

●提出書類

申請書および実績報告書

●貸出期間

6月2日（月）～9月30日（火）

（スミチオンが無くなり次第終了とさせていただきます）

●注意事項

薬剤・燃料等は準備していますが、散布機は数に限りがございますので、事前に申込みが必要です。電話または窓口にてお申込みください。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

6月23日（月）～29日（日）は「男女共同参画週間」です

男女が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。

この男女共同参画社会基本法に対する理解を深めるため、毎年6月23日～29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

本村では、家庭や職場、地域、政策決定の場など、あらゆる分野において男女がともに参画できる社会の実現のため策定した飛島村男女共同参画推進プランに基づき、「男女がお互いを認め思いやり、個性と能力が発揮できる男女共同参画のむらづくり」をめざして、取組を進めています。

●令和7年度男女共同参画週間 キャッチフレーズ

「誰でも、いつでも、自分らしく」

●問合せ先

総務部企画課